

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○ 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造)	一	○ 大規模小売店舗(既存店)の変更に係る公告 (商業支援課)	七	○ 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)	一五	○ 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)	一五
○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部創造)	二	○ 大規模小売店舗の変更に係る公告 (商業支援課)	八	○ 県立特別支援学校のスクールバス運行委託に関する入札公告 (特別支援教育課)	一五	○ 県立特別支援学校のスクールバス運行委託に関する入札公告 (特別支援教育課)	一五
○ 特定非営利活動法人の設立に係る公告 ()	二	○ 入間第二用水土地改良区の役員就退任届 (川越農林)	九	○ I Cカード化運転免許証作成用消耗品購入に係る随意契約の公告 (会計課)	一六	○ I Cカード化運転免許証作成用消耗品購入に係る随意契約の公告 (会計課)	一六
○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (東部創造)	二	○ 秩父用水土地改良区の役員就退任届 (秩父農林)	九	○ 警察情報管理システム用サーバの賃貸借契約に係る随意契約の公告 ()	一九	○ 警察情報管理システム用サーバの賃貸借契約に係る随意契約の公告 ()	一九
○ 県庁LAN構成機器賃貸借の随意契約の相手方に関する公示 (IT企画課)	三	○ 中島用悪水路土地改良区の役員就退任届 (春日部農林)	一〇	○ 警察ネットワーク用端末装置等の賃貸借契約に係る随意契約の公告 ()	一九	○ 警察ネットワーク用端末装置等の賃貸借契約に係る随意契約の公告 ()	一九
○ 県庁LANサーバ機器賃貸借の随意契約の相手方に関する公示 ()	三	○ 遊漁規則の変更認可 (生産振興課)	一一	○ 運転免許証作成機の賃貸借契約に係る随意契約の公示 ()	一九	○ 運転免許証作成機の賃貸借契約に係る随意契約の公示 ()	一九
○ 電子計算機賃借に関する入札公告 (システム調整室)	三	○ 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)	一一	○ 指紋自動判別システムの賃貸借 ()	一九	○ 指紋自動判別システムの賃貸借 ()	一九
○ 川口オートレース投票業務用機器保守管理委託に関する契約者等の公示 (県営競技事務所)	五	○ 都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)	一一	○ 埼玉県告示第九百二十五号 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定		埼玉県告示第九百二十五号 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定	
○ 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業支援課)	五	○ 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域の変更(開発指導課)	一三	○ 埼玉県告示第九百二十五号 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定		埼玉県告示第九百二十五号 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定	
○ ()	六	○ 指定構造計算適合性判定機関の指定 (建築指導課)	一四	○ 指紋自動判別システムの賃貸借 ()	一九	○ 指紋自動判別システムの賃貸借 ()	一九

告示

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

○ 契約に係る随意契約の公示 (会計課)	二〇	○ 一〇番ネットワークシステムの賃貸借契約に係る随意契約の公示 ()	二〇
○ 通信指令システムの賃貸借契約に係る随意契約の公示 ()	二〇	○ 放置駐車違反管理システムの賃貸借契約に係る随意契約の公示 ()	二〇
○ 無線自動車動態管理システム高度化の賃貸借契約に係る随意契約の公示 ()	二〇	○ 保管場所証明電子化システムの賃貸借契約に係る随意契約の公示 ()	二〇
○ カードキーシステム車載装置の賃貸借契約に係る随意契約の公示 ()	二二	○ 軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課)	二二
○ 埼玉県告示第八百七十五号中訂正 (社会福祉課)	二二		

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩の国ICT普及協会

三 代表者の氏名

本間 悠三

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市緑区大字大間木二

二番地二四

五 定款に記載された目的

この法人は、「どこでも、誰もがコンピュータを自在に使える」という時代に、市民のパソコンスキルアップを支援し、パソコンライフの楽しさを伝え、またシニアのパソコン講師を育成して、地域での新たな生きがいと活動の場をつくり、社会貢献の輪をひろげ、パソコン活用の普及を目的とする。

埼玉県告示第九百二十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年五月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鶴ヶ島市学童保育の会

三 代表者の氏名

村田 ゆか

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字椿山裏四百七番地一

五 定款に記載された目的

この会は、会員の協同互助による運営を基本とし、保育を必要とする小学校の児童の、豊かで安全な放課後の生活の場を築くとともに、すべての子どもと心身共に健やかな発達を援助し、健全で豊かな地域社会の確立を図ることを目的とするものである。

三 代表者の氏名
川島 淳男

四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間郡毛呂山町大字阿諏訪千五百二十七番地

五 定款に記載された目的
この法人は、地域の高齢者に対し、相互交流の場を提供し自立支援活動を行うことにより、老人福祉に寄与するとともに、社会奉仕活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第九百二十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人毛呂山町連合会

三 代表者の氏名

埼玉県知事 上 田 清 司

四 申請のあった年月日

平成十九年六月一日

五 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人毛呂山町連合会

埼玉県告示第九百二十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人毛呂山町連合会

三 代表者の氏名

埼玉県知事 上 田 清 司

四 申請のあった年月日

平成十九年六月八日

五 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人毛呂山町連合会

この会は、会員の協同互助による運営を基本とし、保育を必要とする小学校の児童の、豊かで安全な放課後の生活の場を築くとともに、すべての子どもと心身共に健やかな発達を援助し、健全で豊かな地域社会の確立を図ることを目的とする。

<p>埼玉県知事 上田 清司</p> <p>一 申請のあった年月日 平成十九年五月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人なままでの里福祉会</p> <p>三 代表者の氏名 戸張 勝弘</p> <p>四 主たる事務所の所在地 埼玉県吉川市大字南広島二千八十八番地一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は障害者およびその家族・関係者とともに、障害者が安心して生活できる地域社会作りに取り組みたいことを目的とする。</p>	<p>3 随意契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号</p> <p>5 契約金額 124,535,565円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当</p>
<p>日立公共システムエンジニアリング株式会社 東京都江東区東陽2丁目4番18号</p> <p>5 契約金額 35,963,235円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続</p>	<p>埼玉県告示第九百二十九号</p> <p>WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。</p> <p>平成十九年六月八日</p> <p>埼玉県知事 上田 清司</p> <p>1 購入等件名及び数量 県庁 LAN サーバ機器貸借 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部 IT 企画課 ネットワーク担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号</p>
<p>随意契約</p> <p>7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当</p>	<p>埼玉県告示第九百三十一号</p> <p>WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり公示する。</p> <p>平成十九年六月八日</p> <p>1 調達内容</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 電子計算機貸借 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 平成19年8月1日(水)から平成24年12月31日(月)まで。ただし、平成20年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。</p> <p>(4) 履行場所 埼玉県総務部システム調整室長が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額</p>

を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

入手手順は、下記のとおり

- (イ) 埼玉県ホームページを開く。
- (ロ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- (ハ) 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入口」を選択する。
- (ニ) 「入札情報公開システム」を選択する。
- (ホ) 調達機関は「埼玉県」を選択する。
- (ヘ) 「物品等」を選択する。
- (ニ) 「1 発注情報の検索」を選択する。
- (フ) 検索ボタンをクリックする。
- (ク) 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

- (2) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先（3(1)アの場合を含む。）
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部システム調整室大型電子計算機担当 戸田 健一、野口 茂 電話048-830-2267（直通）

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年7月19日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年7月18日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部システム調整室 平成19年7月19日（木）午前11時
なお、開札への立会いは、不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成19年6月29日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(2)の提出先まで郵送又は持参により提出する。

なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(4) 納入計画書等の提出
この一般競争入札に参加を希望する者は、(3)で示す一般競争入札参加資格確認申請書の提出時に、「納入計画書」及び「納入機器一覧(ソフトウェアを含む。)」を併せて提出しなければならない。

(5) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定しない。

(9) 手続における交渉の有無
無

(10) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(11) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
(12) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature of Services Required : Lease of mainframe computer systems in the Systems Adjustment Office.
- (2) Time-limit for tender :

By the electronic tender system ; By 10 : 00 a.m., July 19, 2007
By registered mail must be received ; 5 : 00 p.m., July 18, 2007
In person ; 5 : 00 p.m., July 18, 2007
(3) Contact Information : Systems Adjustment Office, General Affairs Department, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301 Telephone 048-830-2267

埼玉県知事 田 中 啓
平成十九年六月八日
随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月2日
随意契約の相手方の氏名及び住所
日本トーター株式会社 東京都港区
港南2丁目16番1号
随意契約の相手方を決定した手続
随意契約
随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条
第1項第1号に該当

随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月2日
随意契約の相手方の氏名及び住所
日本トーター株式会社 東京都港区
港南2丁目16番1号
随意契約
随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条
第1項第1号に該当

埼玉県告示第九百三十三号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び前記意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月八日
埼玉県知事 田 中 啓
意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク深谷稲荷町店

深谷市稲荷町一丁目三五九番一

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

出入口のある通りは、幅員十六メートルの通りであり、開通した場合には現在と較べ交通量は格段に増加すると思われる、右折車輛の渋滞や店舗から出る車と入る車が交錯し、事故が発生する可能性が増大すると思われる。

熊谷・深谷市内の同様、同規模の店舗と比較した場合、側面の道路は決して狭いとは言えず、また出入口が一箇所の店舗はない。この店舗だけ出入口を一箇所に設定する明確な理由が不明である。

店舗の搬入口は出入口から一番遠い場所にあるため、一般の駐車場の間を通らなければならない。西側の歩行者用出入口を利用した方が動線が短い。

また、同様に、屋上駐車場を利用する場合も同様である。説明には、繁忙時間帯には従業員を配置とあるが、繁忙時間帯に手の空いた従業員がいるとは思えず、実行性に疑問が残る。

二 縦覧期間

平成十九年六月八日から平成十九年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

埼玉県告示第九百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月八日

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW北本店

北本市北中丸一丁目二番一号外

埼玉県知事 上田清司

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

騒音・振動等の対策について

建築工事に関する騒音対策等の対策

店舗の建設工事に当たっては、工事期間、工事内容及び工事車両の経路等の工事計画について、事前に近隣関係者に説明するとともに、徹底した騒音・振動の削減に努めること。

搬出入車両等による騒音等の対策

早朝及び深夜時における搬出入車両等による騒音・振動については、周辺住民の生活環境に多大なる影響があるため、荷捌き作業(アイドリング、フオークリフト等の騒音)や廃棄物収集作業等に伴う騒音・振動及び営業騒音(アナウンス等の営業活動)について、近隣住居等に影響を与えないよう配慮し、関係従業員の騒音防止意識の徹底、騒音・振動の削減に努めること。

特に夜間については、駐車場の一部を閉鎖し、住宅地側の駐車場に駐車できないようにする等の対策をとること。

低周波騒音の対策

空調及び冷蔵・冷凍庫等の室外機による低周波騒音については、現行では基準値等の規制はないが、低周波音による周辺住民へのさまざまな心身等への影響を考慮し、自発的な対応を図ること。

埼玉県生活環境保全条例の規定を遵守すること。

新規開店であるので、店舗オープン後も周辺生活環境の保持に十分配慮し、公害苦情があった場合はすみやかに誠意をもった対応をお願いしたい。

看板照明(ネオン)及び駐車場の照明の位置、明るさを考慮し、周辺住民に迷惑がかからないよう配慮すること。

廃棄物処理対策について

廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に基づき、適正に処理すること。

リサイクルボックスの設置及びその処理、ノーレジ袋、マイバッグ運動を推進して、リサイクルの推進とごみの減量に努めること。

通学路の安全確保について

工事期間中は、登下校時の児童・生徒の安全確保を図るため、交通指導員を配置すること。

工事者利用等の交通整理、通学道路の歩行スペースの確保、注意を喚起す

る表示を設置すること。

事前に、中丸東小学校と東中学校の職員及びPTA役員、自治会役員等が出席できる説明会を開催し、協議・検討すること。

搬入車両が、東中学校生徒の登校時間帯にあたることへの対応

児童・生徒の来店に伴う生徒指導上の問題への対策

通学路変更に伴う新たな問題への対策

来店者の車両がどのように店舗駐車場に進入するかルートを明確にするこ
と。

店舗開店直後については、交通混雑が予想される。については、通学路上の
交差点等に交通指導員を配置し、安全確保に努めること。

店舗開店当日及び催し物開催日等において、学校周辺の道路に来店者の車
両が進入しないようにすること。

交通安全対策について

国道十七号バイパスと南大通り線東端の本宿五丁目のT字交差点は大型車
等の交通量が多いので、誘導員を配置する等安全を図ること。

駐車場の出入り口は、誘導員を配置する等の安全確保を図ること。

地域商工業の振興について

「北本市大規模小売店舗等の立地に伴う市及び設置者等の役割を定める条
例」を遵守すること。

周辺商店等との連携、協調を図るため、商工会に加盟すること。

就労対策について

市民の生活基盤の安定を図るため、地元雇用を促進すること。

二 縦覧期間

平成十九年六月八日から平成十九年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

埼玉県告示第九百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三
項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六

条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等
を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

武蔵藤沢商業施設

入間市藤沢二の二の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内において小売業を行なう者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社トレーダー 午前十時から午後八時

(変更後) 株式会社トレーダー 二十四時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場一及び二 午前九時三十分から翌午前〇時

(変更後) 駐車場一及び二 二十四時間

ハ 変更年月日

平成十九年六月二日

ニ 届出年月日

平成十九年五月二十八日

二 縦覧期間

平成十九年六月八日から平成十九年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺
の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月八日から平成十九年十月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー幸手店

幸手市幸手百七十五他

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

川越市脇田本町一番地五

(変更後)

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

川越市脇田本町一番地五

株式会社雑貨屋ブルドック 代表取締役 久留米唯人

静岡県浜松市北区平口五千二百二十八番地九八ビル

外 六社

ハ 変更年月日

平成十九年四月十七日

ニ 届出年月日

平成十九年五月二十八日

二 縦覧期間

平成十九年六月八日から平成十九年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月八日から平成十九年十月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

霞ヶ関駅ビル

川越市霞ヶ関東一丁目一番十二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前)

未定

(変更後)

株式会社文真堂書店

代表取締役 星野洋一

群馬県前橋市小相木町五百五十八―一

ハ 変更年月日

平成十九年四月二十七日

ニ 届出年月日

平成十九年五月二十五日

二 縦覧期間
平成十九年六月八日から平成十九年十月九日まで

三 縦覧場所
埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間
平成十九年六月八日から平成十九年十月九日まで

ロ 意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、入間第二用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任	職名	氏名	住所
理事	中島義人	狭山市狭山一三番一五号	
同	仲衛	川越市豊田町一丁目三三番二	
同	栗原茂夫	同 大字北田島一〇八番地	
同	関谷英男	飯能市大字下川崎一二八番地	
同	比留間孝夫	日高市大字高萩二〇三二番地	
同	浅見忠治	狭山市大字笹井二七九三番地の一	
同	金子初郎	同 柏原一六九二番地の一	
同	西村弘	日高市大字上鹿山三七二番地	
同	矢澤國正	川越市大字北田島六二番地	

二 退任
監事 綿貫三郎 飯能市大字平松二七二番地
同 清水亀久男 日高市大字高萩一三五番地

職名	氏名	住所
理事	中島義人	狭山市狭山一三番一五号
同	仲衛	川越市豊田町一丁目三三番二
同	栗原茂夫	同 大字北田島一〇八番地
同	関谷英男	飯能市大字下川崎一二八番地
同	比留間孝夫	日高市大字高萩二〇三二番地
同	浅見忠治	狭山市大字笹井二七九三番地の一
同	金子初郎	同 柏原一六九二番地の一
同	西村弘	日高市大字上鹿山三七二番地
同	矢澤國正	川越市大字北田島六二番地
監事	綿貫三郎	飯能市大字平松二七二番地
同	清水亀久男	日高市大字高萩一三五番地

埼玉県告示第九百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秩父用水土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任	職名	氏名	住所
理事	加藤友三郎	秩父郡横瀬町大字横瀬二〇六四番地二	
同	富田征作	同 同 四九〇九番地	
同	富田孝	同 同 四〇九八番地	
同	風間録朗	秩父市大野原八七二番地	
同	井上吉雄	同 中村町四丁目一二番六号	
同	杉田守正	同 黒谷六七九番地一	
同	高野芳三	同 金室町一一番六〇号	

監事	大野 則男	秩父郡横瀬町大字横瀬四三〇三番地二
同	高橋 仁作	秩父市大野原九〇五番地二
同	岩崎 守雄	同 上宮地町三三番九号

二 退任

職名	氏名	住所
理事	加藤 友三郎	秩父郡横瀬町大字横瀬二〇六四番地二
同	富田 征作	同 同 四九〇九番地
同	富田 孝	同 同 四〇九八番地
同	風間 録朗	秩父市大野原八七二番地
同	井上 吉雄	同 中村町四丁目一二番六号
同	田口 栄	同 黒谷四五七番地
同	児玉 今朝壽	同 金室町一二番六号
監事	大野 則男	秩父郡横瀬町大字横瀬四三〇三番地二
同	高橋 仁作	秩父市大野原九〇五番地二
同	岩崎 守雄	同 上宮地町三三番九号

埼玉県告示第九百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、中島用悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	野口 一正	幸手市大字横野地四三
同	森 啓悦	同 同 惣新田八〇の一
同	澤間 孝之	同 同 九〇一の一
同	大里 清之	同 同 一四四八の一
同	新井 福次	同 同 細野二一〇
同	吉良 英光	同 同 惣新田一四六五
同	岡 安操	同 同 二九九二の一

理事	大澤 迪男	幸手市大字西関宿八〇の一
同	増田 勇	同 同 惣新田二一六〇の一
同	大里 隆	同 同 二五一四
同	濱田 常一	同 同 三一四二の二
同	武藤 壽男	同 同 三一九九の二
同	齊藤 一夫	同 同 四一九
同	中村 幸市	同 同 下字和田二〇
同	木村 正一	同 同 惣新田二八六二の一
同	大里 進之	同 同 七四七の一
監事	長嶋 文夫	同 同 三六七一の一
同	江原 敏行	同 同 二二六四の一

二 退任

職名 氏名 住所

理事	野口 一正	幸手市大字横野地四三
同	森 啓悦	同 同 惣新田八〇の一
同	鈴木 令一	同 同 二六一二
同	大里 清之	同 同 一四四八の一
同	長嶋 文夫	同 同 三六七一の一
同	中村 利助	同 同 三八〇八
同	岡 安操	同 同 二九九二の一
同	間中 貢一	同 同 三一一二の二
同	増田 吉夫	同 同 二六五六
同	澤間 孝之	同 同 九〇一の一
同	江原 敏行	同 同 二二六四の一
同	新井 福次	同 同 細野二一〇
同	吉良 英光	同 同 惣新田一四六五
同	大澤 迪男	同 同 西関宿八〇の一
同	石川 嘉男	同 同 下字和田三〇の一
同	武藤 圭佐	同 同 惣新田三三六四の一
同	大里 進之	同 同 七四七の一

埼玉県告示第九百四十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 漁業権者の名称及び住所
入間漁業協同組合
飯能市緑町八番地十二
- 二 漁業権の免許番号
共第五号
- 三 変更の内容

第八条第一項の表を次のように改める。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲種	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、わかさぎ、なます	さで網、投網、釣り	1年	7,500
			1日	2,100 現 2,600
ます類券	ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、わかさぎ、なます	釣り	1日	1,200 現 1,800
			1年	4,000
特乙種	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、わかさぎ、なます	釣り	1年	4,000
乙種	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、なます	釣り(リール釣りを除く。)	1年	2,600
			1日	400

備考

- 1 「1年」とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。
- 2 「現」とは、遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成十九年六月九日

埼玉県告示第九百四十二号

公共測量(美里町都市計画図及び基準点測量)が、平成十九年三月二十七日に終了した旨、測量計画機関の長である美里町長野口重信から通知を受けたので、

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成十九年六月八日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。
平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
- 別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
- 別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先

- イ 埼玉県都市計画課
- 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
- 電話 ○四八―八三〇―五三三三

- ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課
- 深谷市都市計画課
- 深谷市仲町十一番一号
- 電話 ○四八―五七四―六六五四

本庄市都市計画課

別記一

本庄市本庄三丁目五番三号
電話 ○四九五―二五―一一三六

上里町まち整備課
児玉郡上里町大字七本木九八二号
電話 ○四九五―三五―一二二七

番号	都市計画区域名	市町村名	都市計画の種類及び名称	公聴会		公述申出書		都市計画の構想	
				期日及び時間	場所	提出期間	提出先	閲覧期間	閲覧場所
一	深谷	深谷市	都市計画道路三・三・三十一本庄道路	平成十九年七月三十日 午前十時から	深谷市岡部公民館	平成十九年六月八日から 平成十九年六月二十二日まで	埼玉県都市計画課、深谷市都市計画課	平成十九年六月八日から 平成十九年六月二十二日まで	埼玉県都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、深谷市都市計画課
二	本庄	本庄市	「都市計画道路三・三・三十一本庄道路」、 「都市計画道路三・四・二十間通り線」	平成十九年七月三十一日 午後二時から	本庄市役所六階大会議室	平成十九年六月八日から 平成十九年六月二十二日まで	埼玉県都市計画課、本庄市都市計画課	平成十九年六月八日から 平成十九年六月二十二日まで	埼玉県都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所、本庄市都市計画課
三	児玉	上里町 本庄市 (旧児玉町) 美里町 神川町	「都市計画道路三・三・二十本庄道路」、 「都市計画道路三・五・二十一本庄道路連絡線」	平成十九年七月三十日 午後三時から	上里町役場四階大会議室	平成十九年六月八日から 平成十九年六月二十二日まで	埼玉県都市計画課、上里町まち整備課	平成十九年六月八日から 平成十九年六月二十二日まで	埼玉県都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所、上里町まち整備課

別記二

公述申出書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された
都市計画道路の構想に対して、次のとおり
意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

埼玉県知事 上田 清司 様

公述申出人

住所

氏名

連絡先(電話番号)

年齢

職業

意見の要旨及びその理由

別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) かい書で、横書きにしてください。

埼玉県告示第九百四十四号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号)第四条第四項の規定により、指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する県土整備事務所及び当該市町村の都市計画法に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田 清司

一 変更した土地の区域

市町村	土地の区域
大利根町	大字道目の一部、大字砂原の一部、大字間口の一部、大字新井新田の一部及び大字北大桑の一部

二 変更した日

平成十九年六月八日

埼玉県告示第九百四十五号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号)第六条第四項の規定により、予定建築物の用途を限り指定した土地の区域を変更したので、次のとおり

告示する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する県土整備事務所及び当該市町村の都市計画法に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田 清司

一 変更した予定建築物の用途を限り指定した土地の区域

市町村	土地の区域	予定建築物の用途
大利根町	大字道目の一部、大字砂原の一部、大字新井新田の一部及び大字北大桑の一部	建築基準法別表第二(㉔)項に掲げる建築物(準工業地域内に建築してはならない建築物)以外の建築物のうち、日本標準産業分類(総務省編集)において、次のイの分類に属する工場、倉庫及び事業所、ロの分類に

	<p>属する事業所(店舗併用を含む)とする。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まれるものとする。</p> <p>イ・大分類 E―建設業、 同F―製造業、同H―情報通信業 ロ・大分類 Q―サービス業(他に分類されないもの)のうち中分類 86「自動車整備業」</p> <p>日本標準産業分類(総務省編集)において、次のイ及びロの分類に属する倉庫、事業所及び荷さばき所、</p>
<p>大字間口の一部</p>	

ハ及びニの分類に属する倉庫及び荷さばき所とする。

イ・大分類
I―運輸業のうち中分類44「道路貨物運送業」、同47「倉庫業」及び同48「運輸に附帯するサービス業」
ロ・大分類
J―卸売・小売業のうち中分類49「各種商品卸売業」から同54「その他の卸売業」まで
ハ・大分類
F―製造業
ニ・大分類
J―卸売・小売業のうち中分類55「各種商品小売業」から同60「そ

他の小売業」まで

変更した日
平成十九年六月八日

埼玉県告示第九百四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の五第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の名称等を次のとおり告示する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務の開始の日
埼玉県知事第一号	財団法人さいたま住宅検査センター	さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号	さいたま市浦和区仲町四丁目二番二十号	平成十九年六月二十日
埼玉県知事第二号	財団法人日本建築センター	東京都千代田区外神田六丁目一番八号	東京都千代田区外神田六丁目一番八号	平成十九年六月二十日
埼玉県知事第三号	財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	東京都港区虎ノ門一丁目十六番六号	平成十九年六月二十日
埼玉県知事第四号	財団法人ベタリリビング	東京都千代田区富士見二丁目十四番三十六号	東京都千代田区富士見二丁目十四番三十六号	平成十九年六月二十日
埼玉県知事第五号	財団法人住宅金融普及協会	東京都文京区関口一丁目二十四番二号	東京都文京区関口一丁目二十四番二号	平成十九年六月二十日
埼玉県知事第六号	社団法人日本膜構造協会	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	平成十九年六月二十日
埼玉県知事第七号	日本ERI株式会社	東京都港区赤坂八丁目五番二十六号	東京都港区赤坂八丁目十番二十四号	平成十九年六月二十日
埼玉県知事第八号	株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿二丁目六番三号	東京都新宿区新宿二丁目六番三号	平成十九年六月二十日

埼玉県 知事第 九号	株式会社都市 居住評価セン ター	東京都港区虎ノ門 一丁目一番二十一 号	東京都港区虎ノ門 一丁目一番二十号	平成十九年六 月二十日
埼玉県 知事第 十号	株式会社グッ ド・アイズ建 築検査機構	東京都新宿区百人 町二丁目十六番十 五号	東京都新宿区百人 町二丁目十六番十 五号	平成十九年六 月二十日
埼玉県 知事第 十一号	ビューローペ リタスジャパ ン株式会社	神奈川県横浜市神 奈川郡横浜市中 区山下町一番地	東京都新宿区西新 宿一丁目二十二番 二号	平成十九年六 月二十日
埼玉県 知事第 十二号	株式会社国際 確認検査セン ター	大阪府大阪市中央 区北浜三丁目七番 十二号	東京都中央区八重 洲二丁目四番一号	平成十九年六 月二十日

埼玉県告示第九百四十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したので、
公告する。

- 平成十九年六月八日
- 埼玉県知事 上 田 清 司
- 一 許可番号
平成十九年二月九日
指令飯整第一八〇〇五一〇号
- 二 検査済証番号
- 三 平成十九年六月一日第十七号
開発区域に含まれる地域の名称
比企郡毛呂山町大字川角字下谷ヶ跨
三五六番一、三五七番一、三五八番一、
三五八番二、三五七番二の一部、三五
八番二の一部
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
所沢市東狭山ヶ丘三丁目六六五番地
二
有限会社 アペックス
代表取締役 森澤 博文

埼玉県告示第九百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
指名競争入札に付する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
別表のとおり
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成20年1月1日(火)から平成24年12月31日(月)まで
ただし、翌年度以降において、歳出予算の当該契約の金額について減額又は
削除があった場合、当該契約は解除する。
 - (4) 履行場所
入札説明書及び仕様書による。
 - (5) 入札方法
別表に掲げる学校ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たって
は、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算し
た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる
ものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費
税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金
額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の第11項において準
用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課が所管する「県立特別支援学校スク
ールバス運行業務指名競争入札参加資格登録名簿」(以下「登録名簿」という。
に)記載されている者であること。
 - (3) 業務の規模に応じた登録名簿による格付を有する者で指名を受けたものであ
ること。
- 3 指名されるために必要な要件
- (1) 業務に必要な許可を受けることが可能であること。
 - (2) 事故の発生又は要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有す
る者であること。
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

<p>〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 篠原 義孝 電話048-830-6885 (直通)</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 入札説明会において交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の場所及び日時 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目14番21号 職員会館 2階203会議室 平成19年 7 月 6 日 (金) 午前10時</p> <p>(4) 入札・開札の場所及び日時 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目14番 1 号 埼玉県自治会館 3 階308会議室 平成19年 7 月19日 (木) 午前 9 時30分 別表の学校順に順次実施する。</p> <p>(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課 平成19年 7 月18日 (水) 午後 5 時 (必着)</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率 (100分の 1 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第101条第 2 項において準用する財務規則第93条第 2 項各号のいずれかに該当した場合は、免除する。 イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の 1 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当した場合は、免除する。</p> <p>(3) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。 ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書</p>	<p>ウ 財務規則第102条において準用する財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第106号) 第 9 条の規定に該当する入札書</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p> <p>(5) 落札者の決定方法 財務規則第102条において準用する財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(6) その他詳細は、入札説明書による。</p> <p>6 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required : See attached list for services required at specific tender district.</p> <p>(2) Time-limit for tender : 9 : 30 a.m. 19, July, 2007 (tender submitted by mail : 5 : 00 p.m. 18, July, 2007) for district 1~4</p> <p>(3) Contact point for the notice : General Affairs Section, Special Support Education Division, Guidance Department, Saitama Board of Education, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6885</p> <p>別表 (List for tender districts)</p> <p>1 埼玉県立和光養護学校 スクールバス運行業務 一式</p> <p>1 School bus service for "Wako School for Children with Special Needs"</p> <p>2 埼玉県立川口養護学校 スクールバス運行業務 一式</p> <p>2 School bus service for "Kawaguchi School for Children with Special Needs"</p> <p>3 埼玉県立行田養護学校 スクールバス運行業務 一式</p> <p>3 School bus service for "Gyoda School for Children with Special Needs"</p> <p>4 埼玉県立東松山養護学校 スクールバス運行業務 一式</p> <p>4 School bus service for "Higashimatsuyama School for Children with Special Needs"</p> <p>~~~~~</p> <p>埼玉県立和光養護学校 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号</p>
---	---

指名競争入札に付する。

平成十九年六月八日

埼玉県長 田 田 繁 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
埼玉県立上尾養護学校スクールバス運行業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成20年1月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで
ただし、翌年度以降において、歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
- (4) 履行場所
入札説明書及び仕様書による。
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の第11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課が所管する「県立特別支援学校スクールバス運行業務指名競争入札参加資格登録名簿」(以下「登録名簿」という。)に記載されている者であること。
 - (3) 業務の規模に応じた登録名簿による格付を有する者で指名を受けたものであること。
- 3 指名されるために必要な要件
- (1) 業務に必要な許可を受けることが可能であること。
 - (2) 事故の発生又は要請があった場合に、迅速かつ適正に対応できる体制を有する者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 篠原 義孝 電話048-830-6885(直通)
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
入札説明会において交付する。
 - (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館2階203会議室 平成19年7月6日(金)午前11時
 - (4) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番1号 埼玉県自治会館3階308会議室 平成19年7月19日(木)午前11時
 - (5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課 平成19年7月18日(水)午後5時(必着)
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第101条第2項において準用する財務規則第93条第2項各号のいずれかに該当した場合は、免除する。
 - イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号に該当した場合は、免除する。
 - (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第102条において準用する財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否要
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第102条において準用する財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

- 平成19年4月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
コニカミノルタアイデア・システム株式会社 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 5 契約金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

購入等件名及び数量	契約金額 (税抜き1単位当たりの単価)
ICカード用基体一般用(300枚×3入)	517,500円
ICカード用基体優良用(300枚×3入)	517,500円
ICカード用基体新規用(300枚×3入)	517,500円
経歴書用カード基体(300枚×1入)	147,000円
高速型用リボン(2,000枚×1入×7種)	130,800円
標準型用リボン(500枚×1入×3種)	43,400円

埼玉県告示第九百五十一号
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
別表のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

埼玉県告示第九百五十一号

賃貸借 一式

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
宿直仮眠用寝具及び留置人用寝具の
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年3月29日

4 落札者の氏名及び住所
 小山株式会社 奈良県奈良市西木辻
 町88番地
 5 落札金額
 65,674,182円
 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 7 入札の公告を行った日
 平成19年2月16日

埼玉県告示第九百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 1 購入等件名及び数量
 警察情報管理システム用サーバの貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 契約金額

59,361,876円
 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
 7 随意契約とした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第九百五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 1 購入等件名及び数量
 警察ネットワーク用端末装置等の貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
- 5 契約金額
 82,708,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約
 7 随意契約とした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第九百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 1 購入等件名及び数量
 県庁連携受付システムの貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 東芝フレイナンス株式会社 東京都中央区銀座5丁目2番1号
- 5 契約金額
 56,713,545円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第九百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

- 1 購入等件名及び数量
 運転免許証作成機の貸借 11台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 コニカミノルタアイデバイスシステム株式会社 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 5 契約金額
 41,497,712円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約とした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条

第1項第2号に該当

埼玉県告示第九百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
指紋自動識別システムの貸借一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部会計課調度第

- 二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

- 5 契約金額
122,482,080円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第九百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
110番ネットワークシステムの貸借一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部会計課調度第

- 二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

- 5 契約金額
109,559,268円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第九百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
通信指令システムの貸借一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部会計課調度第

- 二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号

- 5 契約金額
201,978,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
放置駐車違反管理システムの貸借一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部会計課調度第

- 二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号

- 5 契約金額
41,013,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第九百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月八日
 埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量
 無線自動車動態管理システム高度化の貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
 平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号

5 契約金額
 35,555,940円

6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約

7 随意契約とした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第九百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月八日
 埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量
 保管場所証明電子化システムの貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
 平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 住信リース株式会社 東京都中央区日本橋2丁目3番4号

5 契約金額
 62,783,280円

6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約

7 随意契約とした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県告示第九百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月八日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量
 カーローケータシステム車載装置の貸借 150式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
 平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 協同リース株式会社 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番17号

5 契約金額
 32,432,400円

6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約

7 随意契約とした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県第八百七十五号(平成十九年五月二十九日第八百七十九号) 中訂正

ページ 表中
 十四 サービスの種類

誤
 介護予防訪問介護
 居宅介護支援

埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

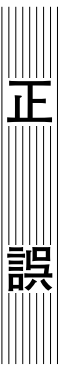
地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成十九年六月八日

埼玉県熊谷県税事務所長

高橋 貞治

氏名又は名称	株式会社 ヤマトヤ商会
代表者の氏名	井上 宏
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県深谷市深谷町三番六十三号
指定取消年月日	平成十九年三月三十一日



訪問介護

正
 居宅介護支援

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)